

植物防疫所 病害虫情報

No. 88

2009・7・15

盆栽・植木の輸出植物検疫の現状

はじめに

盆栽・植木など栽培用植物を輸出する場合、栽培管理条件、栽培地検査など、輸入国が侵入を警戒する病害虫に対して厳しい措置を求められることが多く、円滑な輸出を行うためには、検疫条件を満たす栽培管理、検査等についての確な対応が求められる。

輸出検疫条件は地域・国毎に異なるが、以下にEU向けを中心に盆栽・植木の輸出植物検疫の現状と対応状況を紹介する。

I EU向け盆栽・植木の輸出検疫

オランダ等EU諸国は、我が国から輸出される盆栽・植木の主要輸出先となっており、EU統一規則により盆栽では、登録園の棚上での2年間の栽培と年6回の栽培地検査等を条件に、鉢植えの状態での輸出が可能となっている。また、植木では登録栽培園での年2回の検査、土壌消毒等を条件に最小限の根周り土壌を付けた状態で輸出が行われてきた。

近年の輸出検査実績は、盆栽では3～4万本、植木では100万本前後が検査、輸出されている(図1,2)。

1) ゴマダラカミキリに対する緊急措置

このような状況の中、EUは平成20

年11月7日付けで、ゴマダラカミキリ属の一種(*Anoplophora chinensis*: 中国等に発生する種であるが、EUは我が国のゴマダラカミキリ(*A. malasiaca*)も含むとしている)の寄主植物であるカエデなど16属1種の輸入について、公的に承認した無発生地域又は網室で2年間栽培され

たもの等の条件を満たすもの以外は輸入を禁止する緊急措置を開始した。

この措置は、本種の発生国からEUに輸入された植木より当該虫が発見されたこと、EU域内の一部で本種が発生したことを受けてPRA(病害虫危険度解析: 病害虫の侵入・まん延の可能性、経済的重要性を

評価し管理方法を選択)を行い、決定されたものである。

今回の措置に対して輸出国に十分なコメント期間及び猶予期間が与えられなかったこと、措置の内容がゴマダラカミキリが広く分布する我が国にとっては、網室内での2年間の栽培しか選択肢が無いこと、措置の決定が輸出シーズンの直前であったことこの理由から前年には約1万本輸出されていたゴマダラカミキリの寄主植物であるモミジやカエデが輸出できなくなるなどの影響が出た。

これに対し、我が国はEU側の緊急



植木の輸出検査



ゴマダラカミキリ

措置の内容と今後の対応について、直ちに関係者への説明会を開催するとともに、網室等の具体的な確認手続きの検討を終え、平成21年度シーズンに申請される網室の確認、ゴマダラカミキリの寄生がないことを確認する検査体制を整えた。

2) その他の検疫病害虫

EUはゴマダラカミキリ以外にも侵入を警戒する病害虫を指定し、ビャクシンのさび病やマツ類漏脂胴枯れ病など、輸出国での的確な検疫対応を求めている。特に近年EU向け植木の輸入検査で線虫が検出される事例が増加しており、日本国内にも発生しているボンサイオオハリセンチュウを含む*Xiphinema americanum*グループは、多くの植物を加害するとともに、植物ウイルスを伝搬するとして、発見された荷口は廃棄や返送など厳格な措置が適用されることになる。

栽培の観点からは、盆栽・植木の輸送中の枯死を防ぎ、輸入後の活着率を上げるために土壌を付けた状態での輸出が望ましいが、根本的な解決には線虫の発生していない土壌への挿し木または実生からの育成を行う等、栽培期間中から線虫に対する的確な対応が一層重要な事項となっている。

II 中国向け植木類の輸出検疫

中国本土向けの栽培用植物類は、中国政府の輸入許可を取得し、我が国の輸出検査に合格したうえでの輸出が求められている。ただし、中国の規則では土壌の輸入が禁止されているため、輸出前に土壌を完全に除去する必要がある。

香港向けについても香港検疫当局の輸入許可の取得及び輸出検査と植物検疫証明書の添付が必要である。香港向けについては、ほとんどの場合、土壌病害虫に対する消毒を行うことで土壌を付けた状態での輸入が許可されている。

地域での需要増大から輸出される植木の品質管理上は土壌を付けた状態での輸出が望ましいことから、香港への輸出検査が年ごとに増加し平成15年度の実績で千本余りであったものが、平成19年度には12万本へと著しく増加している。しかし、輸出検査で線虫類が発見され不合格になる事例も多く、円滑な輸出を行っていくにはEU諸国向け同様、線虫に対する対策が重要である。

III 米国向け盆栽・植木の植物検疫

米国向けの盆栽輸出は、輸入許可の取得と登録園の網室内で2年間の栽培等が条件となっており、栽培に使用した土壌等の栽培資材を全て輸出検査前までに除去する必要がある。

ゴマダラカミキリについて、米国側の規則上はEUの緊急措置同様の条件が追加されたが、従前より網室での栽培が義務づけられていたため、輸出荷口への直接的な影響は出ていない。

おわりに

遺伝子診断等の高度な検定技術の開発、輸入検査での新たな病害虫の発見や病害虫による新たな被害の報告等に基づくPRAの実施等による検疫措置の再検討が急速に進む中で、これからも諸外国からの病害虫に対する措置要求が追加される可能性は否定できない。それらの検疫措置要求を満たすためには、要求される措置の内容と必要な技術を正確に把握し、盆栽・植木等長期間の対応を必要とされる場合には、対象病害虫に対する生産段階からの取り組みが今後一層重要になると考える。

今後とも円滑・適切な輸出検疫の実施のため、関係者の植物検疫に対する一層のご理解とご協力をお願いする。

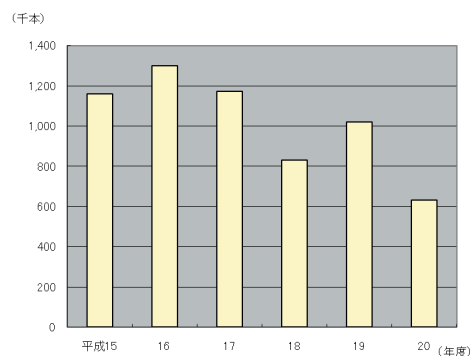


図1 植木輸出検査数量の推移 (植物防疫所調べ)

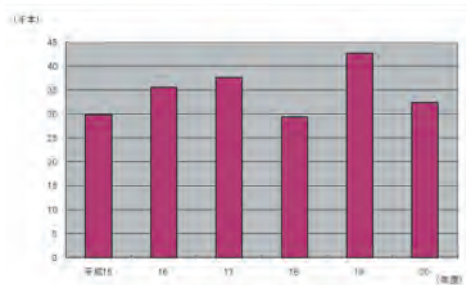


図2 盆栽輸出検査数量の推移 (植物防疫所調べ)